

## 最低制限価格の取扱いについて（改正）

九重町が競争入札に付する建設工事の最低制限価格について、次のとおり取り扱う。

### 【改正事項】

制限割合の算定式中「④一般管理費の額に55%を乗じて得た額」を「④一般管理費の額に68%を乗じて得た額」に改める。

### 1. 最低制限価格の算定方法

（1）の制限割合を算定後、（2）により最低制限価格を算定する。

#### （1）制限割合の算定

##### ●制限割合の算定式

- ①直接工事費の額に97%を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に90%を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に90%を乗じて得た額
- ④一般管理費の額に68%を乗じて得た額

$$\text{制限割合} = \frac{\text{①②③④の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額}}{\text{設計額（消費税及び地方消費税を含む）}}$$

※制限割合は少数点以下第3位を四捨五入

##### ●制限割合の適用範囲

$$7.5/10 \leq \text{制限割合} \leq 9.2/10$$

※制限割合の計算結果が、適用範囲の下限值（7.5/10）に満たない場合は7.5/10とし、上限値（9.2/10）を超える場合は9.2/10とする。

#### （2）最低制限価格（税抜き）の算定

##### ●最低制限価格（税抜き）の算定式

$$\text{最低制限価格（税抜き）} = \text{予定価格（税抜き）} \times \text{制限割合}$$

※計算の結果、1万円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額とする。ただし、1万円未満の端数を切り捨てた額が予定価格の7.5/10に満たない場合はこの限りでない。

### 2. 適用時期

令和4年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用する。